

鳥取港活性化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年4月鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取港活性化振興補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取港の活性化を促進するために行う事業の実施を支援することにより、鳥取港周辺のまちづくりを促進し、観光振興及び地域振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取港周辺の観光振興及び地域振興を図る事業であって、次に掲げるものとする。

（1）広告宣伝事業

（2）鳥取港周辺の情報を発信する事業

（3）情報の収集又は調査研究を行う事業

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、みなとオアシス運営要綱（平成29年2月国土交通省港湾局）第4条の規定に基づく、鳥取・賀露みなとオアシスの運営者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する謝金、旅費、会場借上料、会場整備費等物件費、雑役務費、広告宣伝費、消耗品費、委託費その他市長が特に必要と認める経費のうち、市長が必要かつ適当と認めたものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、各年度の事業開始までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ鳥取港活性化振興事業計画書（様式第1号）及び鳥取港活性化振興収支予算書（様式第2号）とする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に

行うものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1)本補助金の増額

(2)本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了後速やかに行わなければならない。ただし、補助対象事業の中止又は廃止の場合にあっては、承認を受けた日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ鳥取港活性化振興事業報告書（様式第1号）及び鳥取港活性化振興収支決算書（様式第2号）とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。